

# 大阪府福祉用具専門相談員指定講習事業者実地検査要領

## (趣旨)

**第1条** この要領は、介護保険法施行令第4条第2項第2号ハ及び大阪府福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱（以下「要綱」という。）第14条第2項の規定に基づき、大阪府知事指定の福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の行う講習事業の適正な運用を図るための実地検査（以下「実地検査」という。）に関し必要な事項を定めたものである。

## (検査の対象)

**第2条** 実地検査の対象は、大阪府の指定を受けた講習事業において、適正な講習実施の確認のために、事業者の事業所等に立ち入り、検査が必要であると福祉部高齢介護室長（以下「室長」という。）が判断した事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

## (職員等)

**第3条** 実地検査は、福祉部高齢介護室職員が実施する。

## (検査の範囲)

**第4条** 実地検査の範囲は、要綱に規定する書類、設備、教材のほか、室長が必要と認める関係書類等とする。

## (検査方法等)

**第5条** 実地検査にあたっては、検査の目的、実施日時、実施場所及び調査対象書類等を、「実地検査の実施について」（様式第1号）により対象事業者へに通知するものとする。ただし、室長が必要と認める場合は、電話等による対象事業者への連絡により実地検査ができるものとする。

2 実地検査は、原則として職員2名以上で行うものとする。

## (改善指導及び勧告)

**第6条** 対象事業者に対する実地検査の結果、室長が改善を要すると判断したときは、「実地検査の結果について」（様式第2号）により、改善を要する事項等について通知するものとし、所要の改善指導を行う。

2 前項により、指導を受けた対象事業者は、指定された期日までに「実地検査に係る改善状況報告書」（様式第3号）を提出しなければならない。

3 要綱第15条第1項により、勧告の通知（様式第4号）を受けた対象事業者は、指定された期日までに「勧告に係る改善状況の報告について」（様式第5号）を提出しなければならない。

## (追加検査)

**第7条** 室長は、前条第2項及び第3項により対象事業者が報告した内容に疑義が生じたときは、職員に追加検査を命じることができる。

(情報の取扱い)

**第8条** 実地検査で得た情報は、講習事業が適正かつ円滑に実施できるようにするための目的以外には使用しないものとする。

(その他)

**第9条** この要領で定めるもののほか、実地検査に関し必要な事項は室長が別に定める。

**附 則**

この要領は、平成25年3月14日より施行する。

**附 則**

この要領は、平成31年4月11日より施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。